

市第 110 号議案

横浜市地域療育センター条例等の一部改正

横浜市地域療育センター条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年11月28日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市地域療育センター条例等の一部を改正する条例

（横浜市地域療育センター条例の一部改正）

第 1 条 横浜市地域療育センター条例（昭和60年 6 月横浜市条例第 19号）の一部を次のように改正する。

第10条第 1 号中「第 6 条の 2 第 2 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 2 項」に、「第 6 条の 2 第 6 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 6 項」に改める。

（横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第 2 条 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第51条第 8 項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に、「第 6 条の 2 第 3 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 3 項」に改める。

（横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第 3 条 横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する

る条例（平成24年12月横浜市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改める。

（横浜市総合リハビリテーションセンター条例の一部改正）

第4条 横浜市総合リハビリテーションセンター条例（昭和62年3月横浜市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に、「第6条の2第6項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

提 案 理 由

児童福祉法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市地域療育センター条例等の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市地域療育センター条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（利用料金）

第10条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額の当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- (1) 児童発達支援センターを利用する場合（法第21条の6の規定により利用する場合を除く。）は、法第21条の5の3第2項第1号の規定により定められた法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援（医療に係るものを除く。）若しくは同条第5項に規定する保育所等訪問支援に係る費用の額及び法第21条の5の3第1項に規定する通所特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額、法第21条の5の28第2項の規定により定められた同条第1項に規定する肢体不自由児通所医療に係る算定した額又は法第24条の26第2項の規定により定められた法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援に係る費用の額

（第2号及び第3号省略）

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（従業者の員数）

第 51 条 （第 1 項から第 7 項まで省略）

- 8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関（児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 3 項の 指定発達支援医療機関 をいう。）の設置者である場合であつて、指定療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関 指定医療機関 として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第 1 項から第 6 項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法の例による。

（第 1 号及び第 2 号省略）

- (3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「規則」という。）第 6 条の 6 第 1 号の自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（同条第 2 号の自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援 A 型（規則第 6 条の 10 第 1 号の就労継続支援 A 型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援 B 型（同条第 2 号の就労継続支援 B 型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発

達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2
第6条の2第2
第2項の児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、医療型児
 童発達支援（同条第3項の医療型児童発達支援をいう。以下同
 じ。）の事業、放課後等デイサービス（同条第4項の放課後等
 デイサービスをいう。以下同じ。）の事業及び保育所等訪問支
 援（同条第5項の保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）の事
 業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事
 業のみを行う場合を除く。）をいう。

横浜市総合リハビリテーションセンター条例（抜粋）

（上段 改正案）
 （下段 現行）

（利用料金）

第9条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる
 額のその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わ
 なければならない。

- (1) 児童発達支援センターを利用する場合（児童福祉法第21条の
 6の規定により利用する場合を除く。）は、同法第21条の5の
 3第2項第1号の規定により定められた同法第6条の2の2
第6条の2第2
2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児
 童発達支援（医療に係るものを除く。）若しくは同条第5項に
 規定する保育所等訪問支援に係る費用の額及び同法第21条の5
 の3第1項に規定する通所特定費用の実費相当額の範囲内で指
 定管理者が市長の承認を得て定める額、同法第21条の5の28第
 2項の規定により定められた同条第1項に規定する肢体不自由
 児通所医療に係る算定した額又は同法第24条の26第2項の規定

により定められた同法 第 6 条の 2 の 2 第 6 項 第 6 条の 2 第 6 項 に規定する障害児
相談支援に係る費用の額

(第 2 号から第 4 号まで省略)